

—政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 522 号)

—【速報版】商務部、外国企業等への取引制限の規定を公布—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

商務部は2020年9月19日付で『信頼できないエンティティ・リスト規定』（商務部令2020年第4号。以下、規定）¹を公布、即日施行しました。中国国家の安全や中国企業の合法的な利益を不当に損ねたと判断された外国企業・団体・個人（以下、外国企業等）をリスト化し、中国との輸出入や投資を制限することが定められています。

□ リスト入りの判断基準及び制裁措置を明記

規定によると、リスト入りの対象となる行為については、国家主権や、安全、発展利益に危害を及ぼすことや、正常な市場ルールに反し、中国企業、団体、個人（以下、中国企業等）との正常な取引を中断する、または中国企業等に対し差別的な措置を取り、中国企業等の合法的な權益を著しく損ねることが挙げられます。

リスト入りの判断基準や、対象外国企業等に対する制裁措置については、下表の通りです。

【図表1】リスト入りの判断基準及び制裁措置

リスト入りの 判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家主権や、安全、発展利益に対する危害の程度 ✓ 中国企業、団体、個人の合法的權益に対する損害の程度 ✓ 国際的な経済貿易ルールの遵守状況 ✓ その他考慮すべき要素
制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国と関係する輸出入活動を制限または禁止する ✓ 中国国内への投資を制限または禁止する ✓ 関係者、交通手段等の入国を制限または禁止する ✓ 関係者の中国国内での就労許可、滞在若しくは在留資格を制限または取り消す ✓ 情状により相応の金額の罰金を科す ✓ その他必要な措置

（規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。
⇒<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202009/20200903002593.shtml>

商務部を中心とした作業チームの判断や企業からの訴えにより調査を開始し、一定の期間で審査を行い決定するとしており、調査、審査の過程では対象外国企業等に陳述と弁明の機会も与えるとしています。安全や利益を不当に損ねたとする事実が明白である場合、作業チームは直接、対象外国企業等をリストに入れることも可能としています。調査の開始や決定など一連の情報は開示され、作業チームは外国企業等のリスト掲載の決定を公開すると同時に、当該外国企業等との取引リスクを提示し、当該外国企業等に対し行動を是正する猶予を与えることがあるとし、外国企業等が是正期限までにその行為を是正し、行為の影響を解消するよう措置を取る場合、作業チームはそれをリストから削除することを可能としています。また、外国企業等はリストからの削除を申請することも可能であり、作業チームは実情に基づき、削除の可否を判断します。

今後、具体的な調査や決定プロセスなどの一連の情報は順次開示されていくと思われませんが、昨今の国際情勢の影響との見方もある中、中国で事業を行う外国企業等にとっての影響に懸念が出てくる可能性もあり、今後の動向に注視する必要があります。

*

『規則』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 6 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中華人民共和国商務部令
2020年第4号

『信頼できないエンティティ・リスト規定』は国务院の承認を経て公布され、公布日より施行する。

部長 鍾山

2020年9月19日

信頼できないエンティティ・リスト規定

第1条 国の主権、安全、発展の利益や、公平、自由な国際経済貿易の秩序を守り、中国の企業、その他組織若しくは個人の合法的權益を保護するため、『中華人民共和国対外貿易法』、『中華人民共和国国家安全法』等の関連法律に基づき、本規定を制定した。

第2条 国は信頼できないエンティティ・リスト制度を構築し、外国エンティティの国際経済貿易及び関連活動における以下の行為に対し相応の措置を講じる。

- (1) 中国の国家主権、安全、発展利益に危害を及ぼした
- (2) 正常な市場取引の原則に違反し、中国企業、その他組織若しくは個人との正常な取引を中断した、または中国企業、その他組織若しくは個人に対し差別的な措置を取り、中国企業、その他組織若しくは個人の合法的な權益を著しく損ねた

本規定でいう外国エンティティには、外国企業、その他組織、個人が含まれる

第3条 中国政府は、自主独立の対外政策や、主権の相互尊重、内政への相互不干渉、平等互惠など国際関係の基本準則を堅持し、単独主義と保護主義に反対し、国家の核心的利益を断固として保護し、多角的貿易体制を守り、開放型世界経済の建設を推進する。

第4条 国は、中央国家機関の関連部門が参画する作業メカニズム（以下、作業メカニズム）を構築し、信頼できないエンティティ・リスト制度の実施の責任を負う。作業メカニズム弁公室は国务院の商務主管部門に設けられる。

第5条 作業メカニズムは職権や関係者による助言、通報に基づき、外国エンティティの行為を調査するか否かを決定する。調査を実施するとした場合、それを公告する。

第6条 作業メカニズムは、外国エンティティの関連行為を調査する際、当事者への質問や、関連書類・資料の閲覧・複製、その他の必要な方法を取ることが可能である。調査期間中、外国エンティティは陳述し、弁明することが可能である。

作業メカニズムは、実情に応じ調査の中止か、終了を決めることが可能である。調査中止の判断の根拠となる事実に変化がある場合、調査を再開することが可能である。

第7条 作業メカニズムは調査の結果に基づき、以下の要素を総合的に考慮した上で、外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストに掲載するか否かを決め、公告する。

- (1) 中国の国家主権、安全、発展利益に対する危害の程度
- (2) 中国企業、その他組織若しくは個人の合法的権益に対する損害の程度
- (3) 国際的な経済貿易ルールの遵守状況
- (4) その他考慮すべき要素

第8条 外国エンティティの関連行為、事実が明白である場合、作業メカニズムは直接、本規定第七条に定められた要素を考慮し、それを信頼できないエンティティ・リストに掲載するか否かを定めることが可能である。掲載を決めた場合、それを公告する。

第9条 信頼できないエンティティ・リストへの掲載に係る公告では、当該外国エンティティとの取引リスクを提示し、実情に応じ当該外国エンティティがその行為を是正する期限を明確にすることが可能である。

第10条 信頼できないエンティティ・リストに掲載されている外国エンティティに対し、作業メカニズムは実情に応じ、以下に挙げる措置（以下、対応措置）を取ることが決定し、それを公告することが可能である。

- (1) 中国と関係する輸出入活動を制限または禁止する
- (2) 中国国内への投資を制限または禁止する
- (3) 関係者、交通手段等の入国を制限または禁止する
- (4) 関係者の中国国内での就労許可、滞在若しくは在留資格を制限または取り消す
- (5) 情状により相応の金額の罰金を科す
- (6) その他必要な措置

前項で定めた対応措置につき、関係部門は役割分担に基づき法に従い実施し、その他の関係部門及び個人はそれに協力しなければならない。

第11条 信頼できないエンティティ・リストへの掲載に係る公告では、外国エンティティに対し是正期限を明確にする場合、期限内において、それに対し本規定第十条にて定めた対応措置を取らない。外国エンティティが期限までにその行為を是正しない場合、本規定第十条の規定に基づきそれに対し対応措置を取る。

第12条 中国と関係する輸出入活動を制限、または禁止された外国エンティティにつき、中国企業、その他組織若しくは個人は特別な状況下で当該外国エンティティと取引する必要がある場合、作業メカニズム弁公室に申請し、同意を得た上で当該外国エンティティとその取引を行うことが可能である。

第13条 作業メカニズムは実情に応じ、外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストから削除することが可能である。外国エンティティは公告で明確にされている是正期限までにその行為を是正し、行為の影響を解消するよう措置を取る場合、作業メカニズムはそれを信頼できないエンティティ・リストから削除することを決めなければならない。

外国エンティティは、信頼できないエンティティ・リストからの削除を申請することが可能である。作業メカニズムは実情に基づき、削除の可否を決める。

外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストから削除することを決める場合、それを公告しなければならない。本規定第十条に定めた対応措置は、公告日から実施停止とする。

第14条 本規定は公布日から施行する。

(中国語原文)

中华人民共和国商务部令 二〇二〇年 第4号通知

《不可靠实体清单规定》已经国务院批准，现予公布，自公布之日起施行。

部长 钟山

2020年9月19日

不可靠实体清单规定

第一条 为了维护国家主权、安全、发展利益，维护公平、自由的国际经贸秩序，保护中国企业、其他组织或者个人的合法权益，根据《中华人民共和国对外贸易法》、《中华人民共和国国家安全法》等有关法律，制定本规定。

第二条 国家建立不可靠实体清单制度，对外国实体在国际经贸及相关活动中的下列行为采取相应措施：

(一) 危害中国国家主权、安全、发展利益；

(二) 违反正常的市场交易原则，中断与中国企业、其他组织或者个人的正常交易，或者对中国企业、其他组织或者个人采取歧视性措施，严重损害中国企业、其他组织或者个人合法权益。

本规定所称外国实体，包括外国企业、其他组织或者个人。

第三条 中国政府坚持独立自主的对外政策，坚持互相尊重主权、互不干涉内政和平等互利等国际关系基本准则，反对单边主义和保护主义，坚决维护国家核心利益，维护多边贸易体制，推动建设开放型世界经济。

第四条 国家建立中央国家机关有关部门参加的工作机制（以下简称工作机制），负责不可靠实体清单制度的组织实施。工作机制办公室设在国务院商务主管部门。

第五条 工作机制依职权或者根据有关方面的建议、举报，决定是否对有关外国实体的行为进行调查；决定进行调查的，予以公告。

第六条 工作机制对有关外国实体的行为进行调查，可以采取询问有关当事人、查阅或者复制相关文件、资料以及其他必要的方式。调查期间，有关外国实体可以陈述、申辩。

工作机制可以根据实际情况决定中止或者终止调查；中止调查决定所依据的事实发生重大变化的，可以恢复调查。

第七条 工作机制根据调查结果，综合考虑以下因素，作出是否将有关外国实体列入不可靠实体清单的决定，并予以公告：

- （一）对中国国家主权、安全、发展利益的危害程度；
- （二）对中国企业、其他组织或者个人合法权益的损害程度；
- （三）是否符合国际通行经贸规则；
- （四）其他应当考虑的因素。

第八条 有关外国实体的行为事实清楚的，工作机制可以直接综合考虑本规定第七条规定的因素，作出是否将其列入不可靠实体清单的决定；决定列入的，予以公告。

第九条 将有关外国实体列入不可靠实体清单的公告中可以提示与该外国实体进行交易的风险，并可以根据实际情况，明确该外国实体改正其行为的期限。

第十条 对列入不可靠实体清单的外国实体，工作机制根据实际情况，可以决定采取下列一项或者多项措施（以下称处理措施），并予以公告：

- （一）限制或者禁止其从事与中国有关的进出口活动；
- （二）限制或者禁止其在中国境内投资；
- （三）限制或者禁止其相关人员、交通运输工具等入境；
- （四）限制或者取消其相关人员在中国境内工作许可、停留或者居留资格；
- （五）根据情节轻重给予相应数额的罚款；
- （六）其他必要的措施。

前款规定的处理措施，由有关部门按照职责分工依法实施，其他有关单位和个人应当配合实施。

第十一条 将有关外国实体列入不可靠实体清单的公告中明确有关外国实体改正期限的，在期限内不对其采取本规定第十条规定的处理措施；有关外国实体逾期不改正其行为的，依照本规定第十条的规定对其采取处理措施。

第十二条 有关外国实体被限制或者禁止从事与中国有关的进出口活动，中国企业、其他组织或者个人在特殊情况下确需与该外国实体进行交易的，应当向工作机制办公室提出申请，经同意可以与该外国实体进行相应的交易。

第十三条 工作机制根据实际情况，可以决定将有关外国实体移出不可靠实体清单；有关外国实体在公告明确的改正期限内改正其行为并采取措施消除行为后果的，工作机制应当作出决定，将其移出不可靠实体清单。

有关外国实体可以申请将其移出不可靠实体清单，工作机制根据实际情况决定是否将其移出。

将有关外国实体移出不可靠实体清单的决定应当公告；自公告发布之日起，依照本规定第十条规定采取的处理措施停止实施。

第十四条 本规定自公布之日起施行。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。